

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第15条関係」

ごみ集積所設置基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）第15条の規定に基づき、家庭から生じるごみ集積所の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ごみ集積所の設置要件

ごみ集積所の設置要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、共同住宅若しくは長屋又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）において居宅と定められている福祉施設であってごみ集積所の設置を要する場合は、設置場所、構造等について別途協議するものとする。

- (1) ごみ集積所の面積は、利用世帯数に0.33平方メートルを乗じた面積以上を有効面積で確保すること。
- (2) 収集作業における安全性に支障がない場所であること。
- (3) 塵芥収集車^{じんかい}が原則として容易に通り返けできる道路に面していること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令に抵触しない（交差点・バス停付近等の駐停車禁止区域等に該当しない）場所であること。
- (5) 道路側の面は開口し、それ以外の面はブロック等で囲み（高さは1メートル前後）、床面はコンクリート仕上げとすること。
- (6) 市の指定する家庭ごみ集積所看板を設置できる構造であること。
設置する看板は道路側の面から目視できる位置とし、市が看板を交換することのできる構造とすること。
- (7) 不法投棄やカラス等による被害を防ぐため、ごみネット等が設置できる仕様（フック等）とすること。また、原則として、雨水は敷地内処理すること。
- (8) 資源回収場所の併設を希望する場合は、有効面積で5平方メートル

ル以上を確保し、開口部の幅 5 メートル以上、奥行き 1 メートル以上とすること。なお、利用世帯数が 16 世帯以上の場合は、別途市と協議すること。

- (9) ごみ集積所の設置に当たっては、事業区域外の近隣住民、土地所有者に対し十分な説明を行い、理解を得ること。

3 書類の提出等

- (1) ごみ集積所の設置に当たっては、位置、構造が記入された図面を提出すること。なお、書類提出後において、変更が生じたときは、速やかに市へ報告し再協議すること。
- (2) 工事完了後は、ごみ集積所の使用を開始する日の 1 週間前までに「ごみ集積所「(可燃・不燃・容器)、資源」の(新設・変更・廃止)届」を市に提出すること。
- (3) 家庭ごみ集積所看板は、ごみ集積所の使用を開始する日の前日までに設置すること。

4 その他

ごみ集積所設置後における施設の維持管理等については、市の指示に従うこと。

附 則

この基準は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。